

各位

NPO法人 全国移動サービスネットワーク

## 「移動サービス 認定 運転者講習テキスト」 2015年度改訂版 発行のお知らせ

日頃より当会の活動にご理解ご支援をいただき誠にありがとうございます。

このたび、自家用有償旅客運送の制度改正を受けて、「運転者講習テキスト 2015年度改訂版」を発行いたしました（2010年度改訂版初版から5年が経過したため）。

お手元に2010年度改訂版第6版の「運転者講習テキスト」がございましたら、お手数ですが、今後の講習実施の際には、本紙を増し刷りして配布、または挟み込むなどのご対応をいただければ幸いです。ご指導いただく講師のみなさまにも、事前に変更箇所をご確認いただきますようお願い申し上げます。今後も、役立つテキストにするため改訂を行ってまいりますので、お気づきの点がございましたらご指導ご意見をお寄せください。

### 【運転者講習テキスト・2010年度改訂版 第6版からの主な変更点】

項目	第6版の頁番号と位置	挿入文もしくは差し替え内容																																										
第2章 移動サービス概論	P11	[4] 福祉限定タクシー]の本文末尾に挿入 [<ワンポイント>]の2行目	一般に「介護タクシー」とも呼ばれる。  (現) サービス (新) バスやタクシー																																									
	P12	[2 移動サービスのあゆみ]の前に挿入  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>&lt;ワンポイント&gt; 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型サービスD」</b></p> <p>介護保険制度では、従来、要支援認定者が利用できる外出関係のサービス（予防給付）がほとんどありませんでした。しかし、2015年（平成27年）4月に予防給付の一部が、市町村が行う地域支援事業の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新しい総合事業）」に移行されたことで、状況が変わる可能性が出てきました。新しい総合事業のうち、「介護予防・生活支援サービス事業」に「訪問型サービスD（移動支援）」というメニューが示されたからです。</p> <p>「訪問型サービスD（移動支援）」の内容は、①通所型サービスの送迎等や、②通院等の送迎前後の付き添い支援とされています。生活支援と密接不可分な移動について、市町村が実施主体に補助（助成）を行う形で実施するという想定です。</p> <p style="text-align: center;"><b>介護予防・生活支援サービス事業のうち「訪問型サービス」の種類</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基準</th> <th style="text-align: center;">現行の訪問介護相当</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">多様なサービス</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">サービス種別</th> <th style="text-align: center;">①訪問介護</th> <th style="text-align: center;">②訪問型サービスA 緩和し、基準によるサービス</th> <th style="text-align: center;">③訪問型サービスB 住民主体による支援</th> <th style="text-align: center;">④訪問型サービスC 短期集中予防サービス</th> <th style="text-align: center;">⑤訪問型サービスD 移動支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th style="text-align: center;">サービス内容</th> <td style="text-align: center;">訪問介護員による身体介護、生活援助</td> <td style="text-align: center;">生活援助等</td> <td style="text-align: center;">住民主体の自主活動として行う生活援助等</td> <td style="text-align: center;">保健師等による居宅での相談指導等</td> <td style="text-align: center;">移送前後の生活支援</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">対象者とサービス提供の考え方</th> <td style="text-align: center;">○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース 例） -認知機能の低下により日常生活に支障がある -症状・行動を伴う -退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 多様なサービス」の利用を促進</td> <td style="text-align: center;">体力の改善に向けた支援が必要なケース ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース  ※3～6ヶ月の短期間で行う</td> <td style="text-align: center;">訪問型サービスBに準じる</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">実施方法</th> <td style="text-align: center;">事業者指定</td> <td style="text-align: center;">事業者指定／委託</td> <td style="text-align: center;">補助（助成）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">直接実施／委託</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">基準</th> <td style="text-align: center;">予防給付の基準を基本</td> <td style="text-align: center;">人員等を緩和した基準</td> <td style="text-align: center;">個人情報の保護等の最低限の基準</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">内容に応じた独自の基準</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">サービス提供者（例）</th> <td style="text-align: center;">訪問介護員 訪問介護事業者）</td> <td style="text-align: center;">主に雇用労働者</td> <td style="text-align: center;">ボランティア主体</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">保健 医療の専門職 市町村）</td> </tr> </tbody> </table> </div>	基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス				サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA 緩和し、基準によるサービス	③訪問型サービスB 住民主体による支援	④訪問型サービスC 短期集中予防サービス	⑤訪問型サービスD 移動支援	サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援	対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース 例） -認知機能の低下により日常生活に支障がある -症状・行動を伴う -退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 多様なサービス」の利用を促進			体力の改善に向けた支援が必要なケース ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース  ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる	実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託		基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準		サービス提供者（例）	訪問介護員 訪問介護事業者）	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健 医療の専門職 市町村）
基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス																																										
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA 緩和し、基準によるサービス	③訪問型サービスB 住民主体による支援	④訪問型サービスC 短期集中予防サービス	⑤訪問型サービスD 移動支援																																							
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援																																							
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース 例） -認知機能の低下により日常生活に支障がある -症状・行動を伴う -退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等 多様なサービス」の利用を促進			体力の改善に向けた支援が必要なケース ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース  ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる																																						
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助（助成）	直接実施／委託																																								
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準																																								
サービス提供者（例）	訪問介護員 訪問介護事業者）	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健 医療の専門職 市町村）																																								

項目	第6版の頁番号と位置	挿入文もしくは差し替え内容
第2章 移動サービス概論	P12 →前頁の続き	<p>新しい総合事業は、どのサービス類型をどのようなしくみで実施するかを、市町村が決めることとされているため、実施の見通しが立っている市町村はわずかです（2015年（平成27年）9月現在）。地域包括ケアシステムの構築をめざして、地域の支え合い体制や高齢者自身の社会参加を促進するという基本理念に基づいて、多くの市町村で、利用ニーズと地域事情に即した「訪問型サービスD」が生み出されることが期待されます。</p>
	P14 4行目〔過疎地有償 運送〕の後に挿入	（現：公共交通空白地有償運送）
	12～14行目	<p>（現）昨今の行政改革と・・・解決することが不可欠です。 （新）昨今の行政改革と地域分権の流れの中で、福祉有償運送等を含む「自家用有償旅客運送」も2015年（平成27年）4月から、希望する市町村または都道府県に登録事務権限が移譲されることになりました。ニーズに応じた供給力の確保のためには、移管だけでなく制度運用の問題点を解決し、市町村が主体的に移動の問題に取り組むことが不可欠です。</p>
		〔＜ワンポイント＞〕の7～8行目、 〔車両を修理工場に・・・運転することができます。〕を削除。
	P16 4～5行目	<p>（現）また、国土交通省は、バリアフリー新法や道路運送法等の個別法の理念を示す「交通基本法」の具体的な検討を始めています。 （新）平成25（2013）年には、交通政策の基本理念となる「交通政策基本法」が施行されました。交通政策基本法のキーワードは、「生活」を支える移動手段と、「交流」を支える移動の機会（おでかけの価値）の確保です。</p>
		〔3〕運行の引き受けまで…〕の2～4行目、 〔運行を引き受けられる・・・福祉用具等〕を削除。
	P17 図の中央下	<p>（現）報酬 （新）謝礼・報酬</p>
第3章 移動サービスの利用者を理解する	P20 中央囲み内 〔ハ.〕末尾に挿入	及び「基本チェックリスト該当者」（*）
	〔2 障がいとは〕 の前に挿入	（*）基本チェックリスト該当者：基本チェックリストは、各自治体が行う介護予防事業について、近い将来、要支援・要介護状態となるおそれがある高齢者を選定するために、厚生労働省が作成したもの。このリストに該当者する人のこと。

項目	第6版の頁番号と位置	挿入文もしくは差し替え内容
第3章 移動サービスの利用者を理解する	P28 [7 難病・疾病]の3～7行目まで	(現) ①原因不明、治療方法未確立であり、・・・自己負担の公費助成が行われています。 (新) ①発病の原因やメカニズムが明らかでない ②治療方法が確立していない③希少な疾病である ④長期の療養を必要とする この定義に加え、患者が国内で一定の人数(人口のおおむね0.1%程度)いること、客観的な診断基準が確立されていることを条件に306の疾病が指定難病として指定され、医療費の自己負担の公費助成が行われています。
	[<ワンポイント>]の1行目	(現) (対象疾患 130) (新) (対象疾患 306)
第6章 移動サービスに関する法律・制度を理解する	P73 中扉	(現) 2 自家用有償旅客運送と訪問介護員等による有償運送 (新) 2 自家用自動車による有償運送の種類と概要
	P75 上段の表 右 囲み2つ目	(現) 過疎地域 (新) 交通の不便な地域
	P76 [運送の対象]の 末尾に挿入	* 交通空白輸送・市町村福祉輸送ともに市町村長が認めた場合は、来訪者及び滞在者も可能。
	P78 [運送の対象]の ハの末尾に挿入	基本チェックリスト該当者
	P80	[3 運転者の要件と認定講習]の11～14行目まで全文削除
	P81	表の2段目一番左の欄 [いずれかの要件]の末尾に[(*3)]を挿入 [代替講習の種類とそのカリキュラム]の表を全削除
P82	[<ワンポイント>]の前に挿入 活動を始めてから万一、交通違反等により免許停止になった場合、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診しなければなりません。免許停止が解除されれば活動を再開することができます。対象となる免許停止は、運送中の交通違反や交通事故によるものだけに限らず、プライベートで運転した時の交通違反や交通事故による免許停止でも同じ扱いとなります。  市町村運営有償運送・公共交通空白地有償運送・福祉有償運送の手続き  <pre> graph TD     subgraph "市町村運営有償運送・公共交通空白地有償運送・福祉有償運送の手続き"         A[運営協議会または地域公共交通会議] -- 申請 --&gt; B[運輸支局または市町村・都道府県]         B -- 合意 --&gt; C[送業者市町村・NPO等]         C -- 申請 --&gt; B         B -- 新規登録 --&gt; C         C --&gt; D[2年 有償運送]         D --&gt; E[3年 2年 有償運送]         E -- 更新登録(新規申請とほぼ同様) --&gt; F[更新登録]         F --&gt; C         subgraph "内部的な手続き"             G[運転者] -- 登録 --&gt; C             C -- 登録 --&gt; G             G -- 2年以上 --&gt; H[免停なし]             G -- 2年以上 --&gt; I[免停なし]             G -- 運転 --&gt; J[運転]             G -- 運転 --&gt; K[免停・適性診断受診]         end     end </pre>	

項目	第6版の頁番号と位置	挿入文もしくは差し替え内容
第6章 移動サービスに関する法律・制度を理解する	P82	<p style="text-align: center;">[&lt;ワンポイント&gt;]に図を挿入 訪問介護員等による有償運送の手続き</p> <p>The diagram illustrates the process of paid transportation by home care workers. It shows the flow from the Transport Agency (運輸支局) to the Care Provider (介護事業者) via a 'General Agency Application' (一括代理申請) and 'New Regulation License' (新規) 許可. The Care Provider then employs Transporters (訪問介護員等). Two paths are shown: one for continuous service (2 years) with no suspension and no accidents, and another for service with a suspension and medical diagnosis, leading to a 2-year paid transportation period followed by a 'New Regulation License' (新規) 許可 after 2 years.</p>
	P84 [1] 駐車禁止規制の適用除外の1～10行目まで	<p>(現) 道路交通法第45条の・・・交付される地域もあるようです。            (新) 道路交通法第45条の駐車禁止場所について、障がい者本人には、「駐車禁止除外指定車」標章が交付されます。①障がい者等が自分で運転する場合、②介護する家族が運転する場合、③福祉有償運送車両や介護・福祉タクシーに乗車する場合等、標章の交付を受けた本人(すなわち障がい者)が、標章を所持して乗車した車両はすべて、標章を車両の前面に提示することで、原則取り締まり適用除外となります。</p> <p>この標章を交付するのは都道府県公安委員会で、有効期限は3年です。交付基準の詳細は都道府県により異なります。原則として、要介護認定・要支援認定を受けているだけでは対象になりませんが、必要と認められれば交付される地域もあるようです。公共性の高い用務に使用する車両(「車いす移動車」等)に対して、引き続き標章を交付する地域もあります。</p>

#### (4) その他

- ・「過疎地有償運送」⇒「公共交通空白地有償運送」に変更。
- ・P11、P77、P78、の運営主体に関する記述を、「非営利活動法人等」あるいは、「法人格を持たないものの一定の要件を備えた団体を追加。」といった表現に変更。

以上